

地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市教育委員会規則第 1 号

地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成 16 年鈴鹿市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後		改 正 前	
(補助執行)		(補助執行)	
第 2 条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ同表の右欄に掲げる市長の補助機関である職員に補助執行させる。		第 2 条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ同表の右欄に掲げる市長の補助機関である職員に補助執行させる。	
補助執行させる事務	市長の補助機関である職員	補助執行させる事務	市長の補助機関である職員
		<u>1 公民館及びふれあいセンターに関すること。</u>	<u>副市長、地域振興部長、地域振興部次長及び地域協働課の職員</u>
<u>1</u> 略	略	<u>2</u> 略	略
		<u>3 文化財に関すること。</u>	<u>副市長、文化スポーツ部長及び文化</u>

			財課の職員
		<u>4</u> 図書館に関する こと。	副市長、文化スポーツ部長及び図書館の職員
<u>2</u> ～ <u>9</u> 略	略	<u>5</u> ～ <u>12</u> 略	略
備考 略		備考 略	

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。